
プロジェクト ASAF 対応

項目 開示に関する取組み

IASB 公開草案「IAS 第 7 号の修正案」の概要説明

本資料の目的

1. 本資料は、IASB が 2014 年 12 月 18 日に公表した公開草案「IAS 第 7 号『キャッシュ・フロー計算書』の修正案」(以下、「本 ED」という。)の提案内容について概要を説明するとともに、質問への回答の方向性についてご審議いただくことを目的としている(コメント期限は 2015 年 4 月 17 日)。

質問項目

2. 本 ED で提案されている質問項目は、次のとおりである。

質問 1—開示に関する取組みによる修正

この IAS 第 7 号の修正案の公開草案は、開示に関する取組みの一部を構成している。その目的は、次のものを改善することである。

- (a) 企業の財務活動(資本項目を除く)に関して財務諸表利用者に提供される情報
- (b) 財務諸表利用者が企業の流動性を理解するのに役立つ開示

この修正案(第 44A 項及び第 50A 項参照)に同意するか。修正案のいずれかについて懸念又は代替的な提案はあるか。

質問 2—経過措置

本公開草案に記述している IAS 第 7 号の修正に関する経過措置(第 59 項参照)に同意するか。

同意しない場合、その理由は何か、また、どのような代替案を提案するか。

質問 3—IFRS タクソノミ

提案している IFRS タクソノミの変更は、IAS 第 7 号の修正案及び付属の設例に示されている開示を適切に反映しているか。特に、

- (a) 修正が十分なレベルの詳細さで反映されているか。
- (b) 表示項目又はメンバーをどれか追加又は削除すべきか。
- (c) 要素のラベル案は、意味を忠実に表現しているか。

- (d) IFRS タクソノミに追加すべき要素のリストの案は、IAS 第 7 号の修正案で要求しているか又は IAS 第 7 号の設例に表示されている情報に限定すべきであることに同意するか。

質問 4—IFRS タクソノミのデュー・プロセス

BC20 項で参照しているとおり、IASB は、IFRS タクソノミのデュー・プロセスを変更する提案の試行を行っている。IFRS タクソノミのデュー・プロセスの正式な公開協議を構成するものではないが、以下に関して意見を求めている。

- (a) IFRS タクソノミの更新案を公開草案の公表と同時に公表することに同意するか。
- (b) この IFRS タクソノミの更新案の様式及び内容は有用と考えるか。有用と考える場合、理由は何か。また、どのような代替案又は変更を提案するか。

開示に関する取組みの成果として提案される修正

背景

3. IASB は、2011 年アジェンダ協議において、現行の会計基準における開示要求を見直し、開示のフレームワークを開発する要望を受けた。「財務報告に関する概念フレームワーク」の見直しにおいて表示及び開示を検討しており、その成果は、IASB が新基準の開発又は現行基準の修正を行う際に役立つこととなる。
4. この概念フレームワーク・プロジェクトを補完するものとして、2013 年に開示に関する取組みを開始した。開示に関する取組みは、財務諸表における開示の有効性を改善する目的で行われているプロジェクトのポートフォリオであり、適用及び調査研究の両方のプロジェクトともに、現行基準における表示及び開示の原則及び要求事項をどのように改善できるのかを検討する継続的活動が含まれている。本 ED は、開示に関する取組みの一部を構成するものである。
5. 本 ED は、投資者からの要望に対応して開発された。この要望には、「財務報告開示討議フォーラム」で受けた要望や、2013 年 5 月に公表したフィードバック・ステートメントに記載された要望が含まれている。投資者は、企業のキャッシュ・フローの理解が自分たちの分析にとって不可欠であり、企業の債務に関する開示（報告期間中の債務の変動を含む）の改善があると強調した。フィードバック・ステートメントは、投資者が IASB に、企業が純債務の調整表を開示して説明するという要求を導入するよう絶えず要望してきたと述べていた。（BC2 項）
6. 次のものを改善することを目的として、本 ED が公表された。

- (1) 企業の財務活動（資本項目を除く）に関して財務諸表利用者に提供される情報
 - (2) 財務諸表利用者が企業の流動性を理解するのに役立つ開示
7. 本 ED は、IAS 第 7 号の修正案の影響を反映するための IFRS タクソノミの変更案も含んでいる。IFRS タクソノミの変更案を公開草案に含めたのは、これが最初である。IASB は、これらの提案に対して受け取るフィードバックに基づいて、IFRS タクソノミ更新案の様式、内容及び時期を検討する予定である。当該変更案は、本 ED に付属しているが、本 ED の一部を構成するものではない。

財務活動の内訳項目

8. 本 ED では、第 6 項(1)の目的を満たすため、キャッシュ・フロー計算書においてキャッシュ・フローが財務活動として分類されたか又は分類されるであろう各項目（資本項目を除く）について、期首及び期末の財政状態計算書における金額の調整表を示すことを企業に要求している。
9. まず、企業の債務に関する開示の改善を求める投資者からの要望に対処するため、IASB は、2014 年 3 月に公開草案「開示に関する取組み」（IAS 第 1 号の修正）を公表した際に、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」を修正するプロジェクトに含めるべきかどうかを検討したが、次の理由より含めないことを決定した。（BC3 項）
- (1) 当該トピックに関する追加的な作業を行う間に、当該提案セットの公表が遅れる。
 - (2) 債務は現行の国際財務報告基準（IFRS）の中で定義されておらず開示も要求されていないため、新たな要求事項を導入する必要があるが、IAS 第 1 号の修正案は要求事項の修正ではなく明確化を目的としており、要求事項の導入は対象外である。
10. 次に、投資者の懸念を理解するため、2014 年初に、IASB は投資者へのアンケート調査を実施し、純債務の調整表には次のような効果があることが識別された。（BC4 項）
- (1) 企業のキャッシュ・フローについての投資者の理解を検証するために使用できる。財政状態計算書とキャッシュ・フロー計算書との間の調整表を提供するからである。
 - (2) 企業のキャッシュ・フローについての投資者の理解を検証するために使用され

- る場合、企業の将来キャッシュ・フローを予測する際の投資者の確信を向上させる。
- (3) 企業の資金調達の源泉及び当該源泉が一定期間にわたりどのように活用されてきたのかに関する情報を提供する。
- (4) 資金調達に関連したリスクに対する企業のエクスポージャーを投資者がより適切に理解することが可能となる。
11. IASBは、債務について一般的に合意された定義を見出すことは困難であり、定義を見出そうとするとプロジェクトを遅延させる可能性があるため、IAS第7号の第6項¹における財務活動の定義を使用できると考え、キャッシュ・フローがキャッシュ・フロー計算書において財務活動として分類されたか又は分類されるであろう各項目（資本項目を除く）についての期首及び期末の財政状態計算書における金額の調整表を開示するという要求を提案した。提案された調整表は、企業の借入れに関する情報を捕捉することになり、投資者が債務に関して要望している情報と同等となり、当該調整表から投資者は純債務ポジションを計算することができると判断した。（BC第5項、BC6項）
12. さらに、IASBは世界作成者フォーラム及び資本市場諮問委員会（CMAC）と追加的なアウトリーチを実施した。提案された調整表は、投資者及びアナリストに企業の債務の分析を行うための十分な情報を提供するであろうと合意され、フィードバックでは修正案が指示された。（BC7項、BC8項）
13. これに伴い、修正が提案されている主な要求事項は以下のとおりである。（新たな文言に下線を付している。設例の修正については、別紙1を参照。）

項番号	修正が提案されている主な要求事項
第44A項	<p><u>企業は、キャッシュ・フロー計算書においてキャッシュ・フローが財務活動として分類されたか又は分類されるであろう各項目（資本項目を除く）について、期首及び期末の財政状態計算書における金額の調整表を示さなければならない。当該調整表には以下の内容を含めなければならない。</u></p> <p><u>(a) 財政状態計算書における期首残高</u></p> <p><u>(b) 当期中の増減（以下を含む）</u></p>

¹ IAS第7号第6項では、財務活動を、当該企業の拠出資本及び借入の規模と構成に変動をもたらす活動と定義している。

	<p>(i) <u>財務キャッシュ・フローによる変動</u></p> <p>(ii) <u>子会社又は他の事業に対する支配の獲得又は喪失により生じた変動</u></p> <p>(iii) <u>その他の非資金変動（例えば、外国為替レートの変動の影響及び公正価値の変動）</u></p> <p>(c) <u>財政状態計算書における期末残高</u></p>
--	--

コメントの方向性（案）

14. 提案されている内容は、次の理由から支持しない。

- (1) 本公開草案で提案されている開示情報については、その他の非資金変動に関する情報を除き、現行の他の開示情報からでも概ね入手できることが想定される。また、我々が財務諸表利用者からヒアリングを行っている限りでは、本公開草案の提案内容は、当初財務諸表利用者が要望してきた情報ニーズを必ずしも満たしていないとの指摘も聞かれる。
- (2) キャッシュ・フロー計算書のあり方については、現在、概念フレームワーク・プロジェクトにおいてその位置づけが議論されているほか、開示原則プロジェクトにおいてより詳細な検討が進められている。本公開草案で提案されている開示情報について一定の有用性があり得る旨は理解するが、必ずしも緊急性が高いとは考えられないほか、パッチワーク的な対応によって、全体的な観点からバランスを欠いた情報開示になる可能性がある。このため、本提案は、開示原則プロジェクトの一環において検討されるべきである。

その他の開示

15. 本EDは、第6項(2)の目的を満たすため、企業の流動性に関してIAS第7号が要求する開示の拡張を提案しており、企業の現金又は現金同等物残高を使用する意思決定に影響を与える制約（国外の現金及び現金同等物残高の本国への送金の際に生じる税金負債を含む）に関する開示を提案している。
16. IASBは、企業が保有していてグループが利用可能ではない現金及び現金同等物の残高に関して、IAS第7号の第48項が要求している開示を補完するための開示が必要であるというフィードバックを投資者から受けた。（BC10項）
17. 投資者からの要望を検討するにあたり、IASBは、企業の財務上の強みと弱みについての投資者の評価の一部として、債務が純額ポジションを算出するために現金及び

現金同等物の残高と相殺されることが多いことに留意した。この純額ポジションは、投資者が報告企業の流動性を評価するために使用されている。しかし、現金及び現金同等物の残高は債務の決済又は他の目的のための使用に利用可能であるが、何らかの形の経済的制約（例えば、現金と債務が別々の法域にあって、現金を債務の決済に使用すると税金の支払が生じる）があったり、法的制約があったりして、企業の現金及び現金同等物の残高を使用する意思決定に影響を与える場合があることを投資者が懸念していた。（BC12 項）

18. IASB は、投資者の懸念に対応するため、企業の現金及び現金同等物の残高を使用する意思決定に影響を与える制約（国外の現金及び現金同等物残高の本国への送金の際に生じる税金負債や、類似の項目を含む）が、企業の流動性の理解に関連性がある場合には、それらの事項を開示しなければならないと決定した。（BC16 項）
19. これに伴い、修正が提案されている主な要求事項は以下のとおりである。（新たな文言に下線を付している。）

項番号	修正が提案されている主な要求事項
第 50A 項	<p><u>追加的な情報が、企業の流動性の理解に関連性がある場合がある。企業は、企業の現金及び現金同等物残高を使用する意思決定に影響を与える制約（外国の現金及び現金同等物残高の本国への送金の際に生じる税金負債を含む）などの事項を考慮しなければならない。これらの事項又は類似した事項が企業の流動性の理解に関連性がある場合には、当該事項を開示しなければならない。</u></p>

コメントの方向性（案）

20. 提案されている内容は、次の理由から支持しない。
- (1) 企業が保有していてグループが利用可能ではない現金及び現金同等物の残高については IAS 第 7 号の第 48 項において開示が要求されており、当該要求事項を補完する開示を要求する利用者のニーズが必ずしも明確ではない。このため、第 14 項(2)に記載したとおり、キャッシュ・フロー計算書の改善に関する提案については、本提案も含めて全体として、開示原則プロジェクトの一環において検討されるべきである。

経過措置及び発効日

21. IASB は、発効日を明示していないが、発効日から適用し早期適用を認めることを

提案している。また、追加的な経過措置は必要ないとしている。(BC17 項、18 項)

コメントの方向性 (案)

22. 提案を支持する。

IFRS タクソノミ及びそのデュー・プロセス

23. 現在、IFRS タクソノミの変更は IASB の承認の対象とはなっておらず、公開協議は最終基準の公表後にしか行われていない。IFRS タクソノミに関連した活動が IFRS 財団の基準設定機能に統合され、それが IFRS タクソノミのデュー・プロセスの見直しの契機となった。この見直しの結果、IFRS タクソノミの将来の修正は次のようにすべきであるとの提案が行われた。(BC19 項)

(1) 公開草案又は最終基準に付属する資料の中で、「IFRS タクソノミ更新案」の形で記述し、当該公開草案又は最終基準とともに公表する。

(2) IASB が承認する。

24. IASB は、デュー・プロセス変更案を議論し、IFRS タクソノミのデュー・プロセスの変更案の公開協議の前に、試行を行うべきだと提案し、デュー・プロセス監督委員会により受諾された。本 ED は、その試行の一環であり、IASB は、IFRS タクソノミの修正案及びデュー・プロセスに関する質問に関して受け取るフィードバックに基づいて、IFRS タクソノミ更新案の時期、有用性、様式及び内容を評価する予定である。(BC20 項)

25. 本 ED は、IFRS タクソノミ更新案を構成するセクションを含んでおり、当該セクションは、本 ED における IAS 第 7 号の修正案を IFRS タクソノミにどのように反映するのかに関する提案を記述している。これは本 ED の中に付属資料として記載されており、公開草案の不可分の一部を構成してはいないが、IASB が公表のためにレビューし承認している。コメント提出者への質問にも、本 ED における提案から生じる IFRS タクソノミの変更の影響に関する具体的な質問を含めている。(BC21 項)

26. これに伴い、IAS 第 7 号の変更案のうち、IFRS タクソノミの変更を生じるのは、次のものである。

IAS 第 7 号の修正案	IFRS タクソノミの変更の概要
財務活動の内訳項目 (第 44A 項)	新たな表の追加
その他の開示 (第 50A 項)	新たな表示項目の追加

コメントの方向性（案）

27. 提案を支持する。

IASB の決定に対する反対意見

28. 本EDの公表にあたり、IASB理事²のうち1名が次の理由で本EDの公表に反対している。

- (1) IAS 第7号「キャッシュ・フロー計算書」の根本的な見直しが、開示原則の調査研究プロジェクトの一部として進められているため、財務諸表利用者からの要望への対応は、当該調査研究プロジェクトにおいてより広範な検討の一環として扱うことを待つ方が適切であると考えためである。
- (2) 本 ED は債務や債務の決済に利用可能な現金を定義しておらず、企業の流動性リスクに関する情報を十分に改善していないため、本 ED の提案は、財務諸表利用者のニーズを満たしていないと考えるためである。
- (3) キャッシュ・フロー計算書は財政状態計算書と純損益及びその他包括利益計算書とを調整するものであり、両計算書が作成されるまで完成できないため、追加的な調整表を要求することは、作成者に多額の追加負担を課す可能性があり、財務諸表の確定が遅くなる可能性があるためである。

ディスカッション・ポイント

コメントの方向性について、ご質問やご意見があればいただきたい。

以 上

² 篤地理事。

(別紙1) [案]IAS 第7号「キャッシュ・フロー計算書」に付属する設例の修正

注記 E を現行の設例に追加しており、これは当該設例との関連で読むべきである。新たな文言に下線を付している。

設例の第1項で説明しているとおり、当該設例は当期の金額だけを示している。前期に係る対応する金額は、IAS 第1号「財務諸表の表示」に従って表示することが要求される。

キャッシュ・フロー計算書の注記（直接法及び間接法）

...

E. 財務活動の内訳項目（資本を除く）

	20X1年	非資金変動			20X2年
		キャッシュ・フロー	取得	新規リース	
長期借入金	1,040	250	200	—	1,490
リース負債	—	(90)	—	900	810
長期債務	1,040	160	200	900	2,300

(別紙2) IAS 第7号「キャッシュ・フロー計算書」より抜粋

非資金取引

- 43 現金及び現金同等物の使用を必要としない投資及び財務取引は、キャッシュ・フロー計算書から除外しなければならない。当該取引は、投資活動及び財務活動に関するすべての関連性のある情報が提供されるような方法で、財務諸表の他の箇所において開示しなければならない。
- 44 多くの投資活動及び財務活動は、企業の資本や資産の構成に影響を与えるが、現在のキャッシュ・フローには直接の影響がない。非資金取引をキャッシュ・フロー計算書に含めないことは、キャッシュ・フロー計算書の目的と整合する。それらの項目は当期のキャッシュ・フローを伴わないからである。非資金取引の例には、次のものがある。
- (a) 取得する資産に直接関連する負債の引受け又はファイナンス・リースによる資産の取得
 - (b) 持分の発行による企業の取得
 - (c) 負債の資本への転換

その他の開示

- 48 企業は、保有する現金及び現金同等物の残高のうち、当該企業グループが利用できない重要な金額を、経営者による説明とともに開示しなければならない。
- 49 企業が保有する現金及び現金同等物の残高を当該企業グループが利用できないさまざまな状況がある。その例としては、為替管理やその他の法律上の制約が適用される国で活動する子会社が保有する現金及び現金同等物の残高を、親会社又は他の子会社が一般的に利用できない場合などがある。
- 50 追加的な情報が、企業の財政状態及び流動性を利用者が理解するうえで目的適合性がある場合がある。こうした情報を、経営者による説明とともに開示することが奨励される。その情報には次のものが含まれる。
- (a) 将来の営業活動及び資本コミットメントの決済に利用可能な未使用借入限度枠の金額及びその使用に対する制限
 - (b) [削除]
 - (c) 事業規模の拡大を示すキャッシュ・フローの総額（事業規模の維持に要するキャッシュ・フローと区別）
 - (d) 各報告セグメント（IFRS 第8号「事業セグメント」参照）の営業、投資及び財務の各活動から生じたキャッシュ・フローの金額
- 51 事業規模の拡大を示すキャッシュ・フローと事業規模の維持に要するキャッシュ・フロ

一とを区分して開示することは、当該企業が事業規模の維持に適切に投資しているかどうかを利用者が判断することを可能にするうえで有用である。事業規模の維持に適切に投資していない企業は、現在の流動性や所有者への分配のために、将来の収益性を損なっている可能性がある。

- 52 セグメント別キャッシュ・フローの開示は、利用者が事業全体のキャッシュ・フローとその構成部分のキャッシュ・フローとの関係や、セグメント別キャッシュ・フローの利用可能性と変動性をより適切に理解することを可能にする。

(別紙3)

ASAF 対応専門委員会で聞かれた主な意見

29. 第 21 回 ASAF 対応専門委員会で聞かれた主な意見は、次のとおりである。

- (1) 債務の調整表に対するコメントには違和感はないが、現金及び現金同等物に対する制約に関する開示に対するコメントについては、既にIAS第7号の第48項で開示が要求されており、さらに第50項では開示推奨規定が設けられている状況で、第50A項として開示要求事項を設けることに違和感がある。本来現状においても開示すべきものと考えられるため、教育文書や推奨規定のような形で対応できるものではないか。
- (2) 2012年に英国のFinancial Reporting Lab から公表された「純債務の調整表」³ においては、自由な形式で開示がなされており有用な情報であったが、今回の提案の形式では、当初想定していた情報の有用性が失われている印象がある。企業がマネジメントで管理されている方法によって債務を定義したうえで、調整表を開示することの方がより有用な情報ではないか。
- (3) 2015年1月の企業財務報告利用者フォーラム（CRUF）において、IAS第7号の修正案について議論を行った。純債務の開示を強く支持していた英国の利用者がどのように反応するか不明であるが、今回の提案では利用価値は高くないのではないかという意見が聞かれた。
- (4) 世界作成者フォーラム及び資本市場諮問委員会（CMAC）におけるアウトリーチでは、作成者からは追加的な作成コストは相対的に大きくないことが指摘されていた。他方、自社で管理している方法と同様の形式で開示することに手間はかからないが、今回の提案の形式で開示することには抵抗があるという意見も聞かれた。利用者からも会社で管理している方法と同様の形式で開示されれば問題ないという意見が聞かれたが、実際に提案された形式は想定したものと随分と異なる印象がある。
- (5) 現金及び現金同等物の制約に関する開示についても、債務の調整表に対するコメントと同様に、開示原則プロジェクトの一環において検討されるべきではないか。
- (6) 作成者及び利用者にとって、世界各国に点在する資金をグループ全体としてど

3

<http://www.frc.org.uk/getattachment/b3878472-c07a-45a3-b8b6-dcb538f53bd9/FRC-Lab-project-report-Net-Debt-Reconciliations.aspx>

のように管理しているかに関する情報がより有用であると考えられ、資金を本国へ送金する際に生じる税金費用について、各拠点へ確認することも実務的には追加的なコストが想定されるため、利用者のニーズをさらに検討する必要がある。

- (7) 修正が提案されている要求事項の第50A項において、「これらの事項又は類似した事項が企業の流動性の理解に関連性がある場合には」と記載があるが、「類似した事項」を追加する趣旨が明確ではなく、追加することにより、第48項の要求事項を曖昧なものにしてしまうのではないか。

以上